

はじめに（助成金を利用する上での注意点）

雇用関係助成金を利用する上での共通の注意点

各助成金の要件のほかに、共通して次の要件が適用になります。

共通の要件について	【 共通要領 申請様式 】	提出先
詳細はこちらから 令和3年4月版 【PDF形式 499KB】	様式第1号 支給要件確認申立書(必須) 様式第2号 生産性要件算定シート ダウンロードページ へ	各助成金と一緒に ご提出ください。

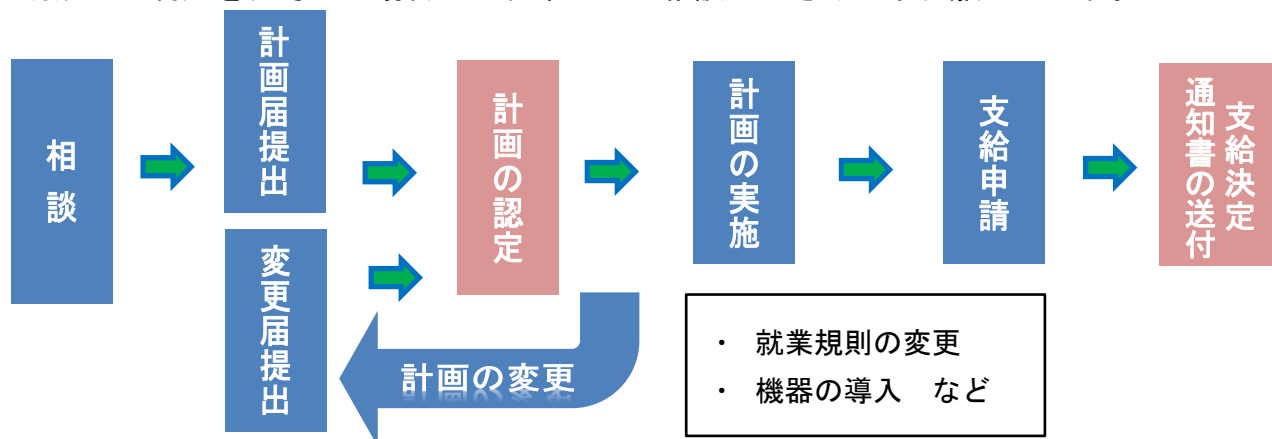
※【共通要領 申請様式】は、申請日現在で最新のものをお使いください。

様式名	確認内容
様式第1号 (必須項目)	<受給できる事業主> 1. 雇用保険適用事業所の事業主であること 2. 支給のための審査に協力すること
	<受給できない事業主>に該当しないか 3. 過去に不正受給による不支給決定等を受けたか (受給できない期間に該当していないかの確認) 4. 事業主および役員等が、暴力団等に関わりがある場合 5. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している など
様式第2号 (任意)	生産性要件を満たしている場合には助成額が割増される助成金があります。 ・・・ 生産性要件 について（本省ホームページへ） ・・・ 生産性要件 独自リーフレット （PDF形式 264KB）

助成金申請までの流れ

ほとんどの助成金については、原則、実施計画に沿って実行された場合にのみ支給されますので事前に計画届の申請が必要となります。また、計画の途中で変更があった場合においても、実施する前に変更届の提出が必要となります。

助成金の利用をお考えの場合には、早めにご相談くださるようお願いいたします。



※ 書類の提出先は、助成金によって異なりますのでご確認ください